

神奈川県高等学校教科研究会情報部会規約

第1章 総 則

第1条 (名称及び事務局)

本会は神奈川県高等学校教科研究会情報部会と称し、会長の在籍する当該校に事務局を置く

第2条 (目的)

本会は高等学校教育の情報教育に関する研究を通して情報教育の発展に寄与し、あわせて会員相互の啓発をはかることを目的とする

第3条 (活動方針及び性格)

本会の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 情報教育に関する研究
- (2) 情報技術に関する研究
- (3) 各種の広報活動
- (4) 研修会、講演会、見学会および発表会等の開催
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項

第4条 (会員)

本会は神奈川県の高等学校教科研究会に属する学校の教職員からなる。

第2章 事務局

第5条 (事務局)

事務局の任務は、以下の通りとする。

- (1) 事務局は、文書の発行など、事務的な作業を行う。
- (2) 事務局は、広報活動を行いウェブページと、メーリングリストを管理する。
- (3) 事務局長は、会長の在籍する当該校から選出する。
- (4) 事務局員は、すべての会員校から2名程度選出することができる。

第3章 機 関

第6条 (機関)

本会には次の機関をおく

- (1) 研究大会
- (2) 総務会
- (3) 委員会

第2項 (研究大会)

研究大会は年1回開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業報告及び決算報告
- (2) 役員及び会計監査の選出
- (3) 事業計画及び予算
- (4) その他必要な事項

1. 研究大会における議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第3項 (総務会)

総務会は、役員をもって構成し、必要に応じて随時部会長が召集する。

1. 総務会の任務は次の通りとする
 - (1) 各委員会の計画を審議検討し、必要な助言を与える
 - (2) 研究大会に提出する議案を作成する。

- (3) 関東大会・全国大会など対外的な折衝に当たる。
 - (4) 神奈川で関東大会や全国大会が開催されるなど、必要のある場合には特別委員会を設ける。
 - (5) 役員等に欠員が生じた場合には後任者を指名する。
2. 総務会は2分の1以上の出席を必要とし、議決は多数決による。

第4項（委員会）

本会に以下の常任の委員会を置く

- (1) テスト委員会
- (2) 研修委員会

第4章 役員

第7条（役員）

本会に以下の役員をおく

- (1) 部会長 1名
- (2) 幹事長 1名
- (3) 副幹事長 2名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 研修委員会・テスト委員会代表 各1名
- (6) 書記 2名（内1名はテスト委員会兼務）
- (7) 会計 2名

第8条（役員の任務）

部会長は本会を代表し会務を統轄する。幹事長は会務を執行し、神奈川県高等学校教科研究会本部理事を兼務する。副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長が職務を遂行できないときにはこれに代わる。

第9条（役員の選出）

役員は総務会において選出し、研究大会で承認を得るものとする

第10条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。ただし、役職を変更した場合の再任は妨げない。

第5章 委員会

第11条（活動の内容）

各委員会の活動内容は以下の通りとする

- (1) 研修委員会は情報教育に関する研究調査などを行い、年間の研修計画を立案し、これを行う。
- (2) テスト委員会はおもに春の県下一斉テストと3月に行う完成テストの業務を行う。

第12条（委員の役職）

各委員会にそれぞれに委員長、会計、及びその委員会に必要な役職を置く。

第13条（委員の構成）

各委員会の委員は部会の会員を当てる。幹事長・副幹事長・事務局・書記・会計は当面、各委員会との兼務も可とする。

- (1) 研修委員会は原則として6名以上で構成され、委員は会員の中から希望者を募り構成する。
- (2) テスト委員会は原則として12名程度で構成される。委員は、情報科の免許状を所有する常勤職員がいる学校から選出する。委員の選出は、輪番にて別に定めた地区の代表校4校から1名ずつ選出し、これに当てる。又会員校から2名程度の希望者を募り、これに当てる。

第14条 (特別委員会)

特別委員会は必要に応じて総務会の承認を経て臨時に設置され、研究大会に報告する

第15条 (委員の任期)

- (1) 研修委員会の任期は2年もしくは1年とするが、1年おいての再任は妨げない。
又、任期満了時に最低2名は総務に異動する。
- (2) テスト委員会の任期は2年とする。任期満了時には、原則として研修委員会に異動する。
- (3) 特別委員会の任期は1年とする。
- (4) 当面の任期は、総務会で別に定める。

第6章 会 計

第16条 (収入)

本会の収入は教科研究会の配分金およびその他の収入をもってこれに充てる。

第17条 (経費)

本会の経費は、次にあげる項目を持ってこれに充てる。

- (1) 研究大会にかかる事業
- (2) 研究調査にかかる事業
- (3) 研究図書購入にかかる事業
- (4) 研究成果刊行にかかる事業

第18条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

第7章 会 計 監 査

第19条 (会計監査)

本会に会計監査を2名おく。会計監査は本会の会計を監査し、その結果を研究大会に報告する

第20条 (会計監査の選出および任期)

会計監査は、原則として前会計がこの職務を行い、任期は2年とする。

第8章 規 約 の 改 正

第21条 (規約の改正)

この規約の改正は総務会が発議する。

承認は研究大会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

規約の制定

この規約は平成13年4月1日より施行する

この規約は平成14年4月1日より改正施行する

この規約は平成19年4月1日より改正施行する

この規約は平成20年4月1日より改正施行する